■認定こども園（教育標準時間（1号）認定、保育（2号・3号）認定）

●教育標準時間（1号）認定、保育（2号・3号）認定において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定しています。

基本額（１人当たりの単価）

共通要素①：地域区分別(8区分)、利用定員別(18区分)、認定区分、年齢別、保育必要量別（2号・3号）
共通要素②：人件費、事業費、管理費

＋

各種加算等

職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

教育標準時間（1号）認定

地域区分	定員*区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□／100地域	□□人～△△人	1号	4歳以上児（30:1）	円
			3歳児（20:1）	円

保育（2号・3号）認定

地域区分	定員*区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□／100地域	□□人～△△人	2号	4歳以上児（30:1）	円	円
			3歳児（20:1）	円	円
		3号	1・2歳児（6:1）	円	円
			0歳児（3:1）	円	円

■保育標準時間：保育士１人、非常勤保育士１人（３時間）追加（２・３号のみ）
■研修代替要員費を追加（２・３号のみ）
■事務職員（２日分）追加（共通）
■主幹保育教諭等専任化、子育て支援活動費を追加（共通）

＊定員区分は、教育標準時間（1号）認定の利用定員と保育（2・3号）認定の利用定員に分けて算定されます。

主な加算（例）

■副園長・教頭配置加算	円
■チーム保育加配加算	円
■職員配置加算（３歳児）	円
■処遇改善等加算	＋○○%（加算率・3%充実）
■小学校接続加算	円
■第三者評価受審加算	円
■減価償却費等加算	円

■地域型保育事業（保育（3号）認定）

基本額（１人当たりの単価）

共通要素①：地域区分別(8区分)、利用定員別*1、認定区分、年齢別、保育必要量別（2号・3号）
共通要素②：人件費、事業費、管理費

＋

各種加算等

職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

保育認定（3号）

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□／100地域	□□人～△△人	3号	1・2歳児（6:1）	円	円
			0歳児（3:1）	円	円

＋1*2

■連携施設の経費を追加（加算による対応もあり）
■研修代替要員費を追加（加算による対応もあり）

＊1 事業所内保育事業：８区分、小規模型保育事業：２区分、家庭的保育・居宅訪問型保育：なし
＊2 小規模保育Ａ型・Ｂ型（事業所内保育の小規模型）は、職員1名の追加配置

主な加算（例）

■保育士比率向上加算	円
■障害児受入加算	円
■処遇改善等加算	＋○○%（加算率・3%充実）
■第三者評価受審加算	円
■減価償却費等加算	円

利用者負担（保育料）の水準

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。
この国が定める水準は、従来の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に設定されています。
※最終的な負担額については各市町村によって異なる額となります。

●市町村が定める利用者負担のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等 ※事前説明・同意を要する）、それ以外の特定負担額（教育・保育の質の向上を図るための対価 ※事前説明・書面による同意を要する）の徴収が可能です。

●利用者負担は市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、切り替え時期は毎年9月となります。（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市民村民税額により決定されます。）

■国が定める利用者負担の上限額の基準（月額）

教育標準時間認定の子ども（１号認定）	
階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※給付単価を限度とします。
※新制度移行時点の保育料等の額が市町村が定める利用者負担よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、従前の水準を基に各施設で定める額とすることも認められます（経過措置）。

保育認定の子ども				
	（２号認定：満３歳以上）		（３号認定：満３歳未満）	
階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※給付単価を限度とします。
※満３歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担は、3号認定の額を適用します。

ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減となります。

POINT 同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、利用者負担の軽減措置があります。

教育標準時間（1号）認定
小学校３年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。
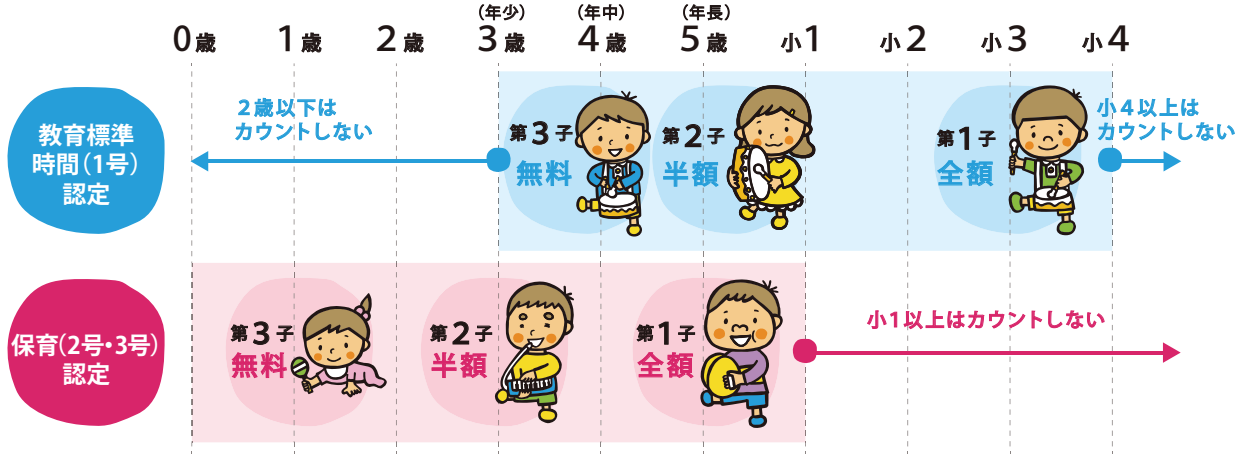
保育（2号・3号）認定
小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。